



司法改革 NOW

司法改革関連法制定の陰で、
東京の弁護士に直接大きな影響を及ぼす
裁判所の移転問題が2つも発生。
迅速な対応が急務とされる!!

こんな動きのあることもご存じですか？

◆動き その1◆

東京地・家裁八王子支部が立川に移転

【概要】

東京地・家裁八王子支部は、事件の増加に対応するため庁舎の増築を行ってきたが、いまだ十分といえる状態にまでは至っていない。加えて、司法改革により裁判員制度の導入等が決まったことで、そのための態勢作りも不可避となってきた。しかし、現在の建物は、繰り返された増築により動線が悪く利用しにくい。うえ、老朽化も進み、増築できるスペースも確保できない。

そこで、抜本的な整備方法として、裁判所が打ち出してきたのが、東京地・家裁の支部、検察審査会、立川簡易裁判所の旧米軍立川基地跡地（多摩都市モノレール高松駅近くの国立国語研究所北側）への移転である。裁判所は、平成20年度の移転整備を目処に、地元立川市や財務省等と協議し、諸手続を進めていくとしているが、今後、裁判所と弁護士会との協議会でも、協議を進めていくことになっている。

【課題】

弁護士会としては、立川への支部移転は現状では動かしがたいものとして、八王子にできる限りの司法機能を残すための取り組みや（裁判所は簡裁は残す方向で検討としている）、待合室や弁護士控室等も含めた立川新庁舎整備に向けての提言、さらには立川における新たな弁護士会館確保の方策、立川移転後の現多摩弁護士会館の利用法（相談センター、公設事務所、弁護士会職員寮等）等について、対応が手遅れになることがないように検討しておく必要があろう。

多摩支部を中心に会内討議を行ない、東京三会で立ち上げた地裁・家裁八王子支部移転問題検討協議会が

この問題に取り組んでいる。

なお、地・家裁八王子支部移転に伴い、検察庁八王子支部と拘置所も移転することになるため、この点についても、弁護士会として取り組んでいく必要がある。

◆動き その2◆

東京簡裁調停部が墨田に移転

【概要】

現在、東京簡裁は、中野・北・大森・墨田の4か所に分室を設けているが、東京地裁は、このうち老朽化した墨田分室を平成17年度から19年度にかけて新庁舎に建て替え、それに伴い、東京簡裁の調停部門を全て墨田分室に移管するとしている。

口頭で伝えられている理由は、訴訟事件の増加、裁判員制度充実のための霞ヶ関地区地裁・簡裁のスペース確保等とされている。

【課題】

東京三會会長は、東京地裁に、平成16年3月4日付で、東京簡裁の調停機能を一点集中させないこと、及び、弁護士会との協議会を設置することを申し入れたが、消極的回答にとどまっている。

そこで、当会では、司法改革推進センター内にプロジェクトチームを設置し、東京簡裁4分室の利用状況について調査を始めた。この結果をもとに検討を行ない、近々具体的運動、提言を行なう予定である。協議会の設置については、裁判所への要請を強めていくとともに、東京三會の簡裁問題協議会の早期立ち上げ、各自治体や日本弁護士政治連盟を通じて23区内選出の議員にも積極的に働きかけを行なっていく必要がある。

※東京簡裁調停部の墨田移転問題については、LIBRA11月号で詳細を報告する予定。

◆動き その3◆

司法修習生への給費制は廃止

【概要】

弁護士会の反対にもかかわらず、早ければ、平成18年秋から開始される新司法修習（新司法試験の合格者に対する修習）より、司法修習生への給費制は廃止され、修習生の申請により修習資金を貸与するという法案が、10月に予定される臨時国会に提出される見通しとなった。

修習終了後数年間は返還を据え置き（返還期限経過までは無利息）、その後10年間の年賦等による均等返還（繰上返還も可）となるが、被貸与者に罹災、傷病等のやむを得ない事由が生じたときは返還期限を猶予、被貸与者の死亡または精神もしくは身体の故障時には全部または一部の返還免除も予定されている。

【課題】

弁護士会としては、高い質の法曹を養成するという立場から、引き続き給費制の意義について、理解を深めてもらう取り組みを進めるとともに、あくまでも平成18年度からの貸与制の実施については強力な反対運動を展開する必要がある。

その後の 取り組み

弁護士報酬敗訴者負担制度問題

①消費者訴訟・労働訴訟等の絶対除外、及び、
②裁判上の合意による敗訴者負担制度の導入により不可避免的に予想される契約や約款に事前に盛り込まれた弁護士報酬敗訴者負担条項の効力を否定する法案修正ないし立法措置に向けて、弁護士会を中心とした大運動を展開！

- 8月31日 日弁連及び東京三会主催の街頭宣伝・うちわ配り運動
- 9月28日 日弁連及び東京三会主催による「このままでは廃案を求める市民集会」開催
- 10月8日 日弁連人権大会「弱者の裁判を受ける権利を侵害する『弁護士報酬敗訴者負担法案』に反対する決議(案)」の審議と採決

■ご意見・ご要望をお寄せ下さい。

連絡先：司法調査課 FAX.03-3581-0865

（司法改革推進センター副委員長 石黒 清子）